

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病9月号

(通巻第147号)

関西労働者安全センター 1986.9.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



## ●長期療養者の大量一斉打切り

攻撃を許すな ..... 1

●自治体労働者の安全衛生② ..... 5

●闘いの中から 泉州労連 ..... 8

●前線から(ニュース) ..... 10

●ゆき道かえり路⑤ ..... 15

●住友電工差別賃金 中労委和解成立 ..... 16

●みんなでやろうストレッチ体操⑦ ..... 17

8月の新聞記事から／18 カンバお札／14 写真／安全衛生セミナー

# 長期療養者の大量一斉

切り攻撃を許すな！

労働行政の反動化に対する闘いの強化を！

現在、(医)南労会松浦診療所で治療を行っている労災職業病被災者三四名に対し、大阪労働基準局は労災保険の一切の補償を一律九月三十日で打ち切ると通告してきている。今回の大量一斉打ち切り攻撃は、全国的にみれば一九八四年に労働省労働基準局長が発令した基発第三九一号『適正給付管理の実施について』に

は主治医の意見をまったく無視、否認した大量一斉打ち切り攻撃を、打ち碎いていかねばならない。

前に大阪労働基準局長より同主旨の通達が発せられている。その通達の内容はいずれも、「長期にわたって療養を継続している者の実態を把握し、個々の症状に応じた適正な給付を行うための管理方法等を定め……適正給付管理のための体制を確立」

は、①主治医の意見の無視あるいは、②一人ひとりの被災者の症状の程度を無視した一律打ち切りである。これらは今回の問題のみならず、

・社会から排除していくとするものに他ならない。われわれは、今回の松浦診療所に典型的にみられるよう、個々の被災者の実情、あるいは主治医の意見をまったく無視、否認した大量一斉打ち切り攻撃を、打ち碎いていかねばならない。

しようというものである。しかし、その実態は「適正給付管理」という名のもとに労災職業病被災者を職場から排除していくとするものに他ならない。われわれは、とりわけ、現在われわれが裁判闘争を闘っている労災保険による針灸治療の制限がだされてきた三七五通達(八一年)以来、労働行政はこのようないきなりの傾向をますます強めできている。

この間の行政との交渉の中でも、彼らの主張の主柱をなすのは唯一『労災保険法でいうところの症状固定治療』である。つまり、主治医が要治療と判断しても、その治療に「著しい効果」がみられないとの一言で主治医の意見を無視していくのである。その一方的な意見を補足していくものとして局の指定する医師(局

## 主治医の意見を 無視した一律打ち切り

医)の意見が存在する。果たして、一度も被災者を診察したことのない局医にその被災者の症状が判定できるのであるうか。決して否である。行政は打ち切りの決定にあたって、主治医と局医との両方の意見を参考にした、とは言うものの、これはその場しのぎの逃げ口上であり、打ち切りが局医の意見にもとづいて実施されていることは明らかである。もしそうでなければ、九月三十日で三四名という大量の打ち切りという事態が発生してくるはずがないのである。

## ふみにじられる

### 職場復帰の努力

もう一つの問題点は、職業病被災者の職場復帰の問題である。今回の打ち切り対象者三四名の中には、現在リハビリ就労を行い完全職場復帰

をめざし頑張っている被災者、あるいは近い将来就労予定の被災者もいるにもかかわらず、彼らに対しても一律打ち切りを通告することは労災保険法の基本、目的さえ無きものとしてようとするものである。この職場・社会復帰の問題で、かつて労働省は一九七三年十一月五日に基発五九三通達を出している。少し長文になるがその一節を引用しておこう。

「……療養の結果、症状固定ないしは就労可能と認められる場合であっても、長期的な療養による社会生活順応への危ぐ、再発その他健康維持への不安等本人の身体的精神的因素のほか、企業側においても適当な職種の選定、労働時間及び賃金の取扱い、その他労務管理上の理由等もあって、社会復帰が著しく遅延する事例が少なくない実情にある。」

## 経過と

### 今後の向い

この通達は、職業病被災者に療養を続けながら、職場・社会復帰の促進を指示したものとして評価できるものであった。しかしながら今回の『適正給付管理の実施について』なる通達はこの五九三通達をも否定するものであり、被災者は二度と社会、職場には帰る必要はない、というに等しいのである。

大阪労働基準局の指導のもとに十  
四の各労基署は八月初旬に三四名の

済的事情等の諸要素が競合して、次第に職場復帰が困難となる傾向がしばしば見られるので、被災者が療養に専念し得るよう配慮するとともに、就労を困難とする諸条件の改善に努め、円滑に就労できるよう取計らうこと。(以下略)

被災者に理由のひとつも記入していない呼び出し状を送りつけ、同月十三日十五日に一人ひとりの被災者を各労基署に呼び、被災者には有無をも言わざず「九月三十日をもって、補償を打ち切る」と通告してきた。

(この時、労基署は被災者に打ち切りを納得させる手段として、あたかも松浦診療所の医師が「症状固定」に同意したかの如く説明していたのである。——これはその後の労基局との交渉の中で撤回させている)。

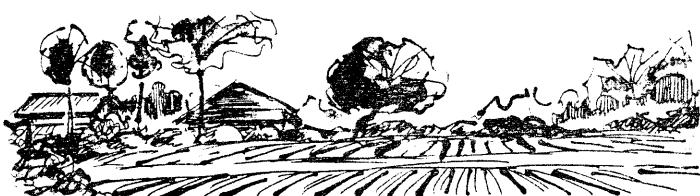
そして、八月十七日には南労会松浦診療所がこの問題につき抗議の申し入れを行い、二十日には大阪労基局との交渉をもった。この時の労基局側の主張を要約すると、一今回の打ち切りにあたっては充分な調査を行い、被災者一人ひとりについても今年二月から六月にかけて主治医の話を聞くなど、決して不当な扱いはない……云々」というものであった。しかしながら、その後の局と

の数回にわたる交渉の中で、彼らのいう「調査」の内容のずさんさが暴露されてきている。そもそも一充分な調査を行っておれば、三四名という大量の被災者に一律九月三十日で症状固定・治癒という判断が下るはずがないのである。これは明らかに主治医の意見をまったく無視し、労基局のいう医学的根拠が局医の意見にのみ基づいている証である。

八月二十七日には大阪労基局はそれまでの話し合いの経過を一方的に破棄し、①主治医の意見について再調査する必要はない、②八月三十日付で被災者全員に文書で補償打ち切りの通知を発送する、と電話で連絡してきたところから、翌々日二九日に安全センター、南労会を中心に行き、二十名で四回目の交渉をもち、騒然とした交渉の結果、前記の二点に関しては撤回させ、現在九月に入つてからも労基局、労基署との交渉を継続していく一方で、松浦診療所の医

師との話し合いが行われている。

今回の打ち切り攻撃は、この数年益々強まっている労働行政の反動化の一環であり、全国的な課題として今後も取り組んでいかねばならない。



# 地方自治体労働者の安全衛生

「安全衛生」を「逆行革」の武器に

事業所における健康診断の実施は、各市町の職員健康診断について行つてある。労働安全衛生法で義務付けられていが、守られていない事業所が結構多いのが実情である。また、労働安全衛生法に違反しない限りで、つまり労基署から文句を言われないようについて、最低限の金のかからない健診を実施している中小の事業所も多い。

## 様々

### 職員健診

一般定期健康診断は当然のことながら北摂ではどこでも行われているが、その内容は大まかな検査項目を一つ取ってみても自治体ごとに大きく違う。法定の項目ぎりぎりの内容で一応形だけ行っているような例から、経過観察、保健指導など事後の指導にも少なくないエネルギーを使今年、自治労大阪府本部の北摂ロック安全衛生担当者会議が、北摂

実施しているところは少なく、課題としてあげられるだろう。血液検査は一般健診ではほとんどが要精検とされた者にのみ、あるいは二次健診の形で実施しており、また深夜業務従事者などの特殊検診でも実施しているところが多い。

健診結果の通知は、全市町が有所見者に個人宛文書通知の方法をとっている。

あまり予想しなかったことだが、医師の診察については、全く実施していない、あるいは検査で異常が認められた者のみに実施しているという自治体がある。医師の診察なくしては判らない病気は多く、アンケート調査で異常がなくても省略させてはならない。取り組みが必要とされるところである。

## 形がい化している 全衛生委員会

このように一般健診一つ取ってみても問題点をチェックすることは極めて重要で、労働組合の安全衛生活動の大変な課題になる。しかし、そのための体制が存在する労働組合の数は少ない。それは、

安全衛生委員会が法定通り設置されているかどうかという問題を調べてみれば判りやすい。

労働安全衛生法で定められているように、五十人以上の事業所で衛生委員会が設置されているのはむしろ少数であり、自治体単位でさえまだに設置されていないところがある。そして、設置されていてもほとんど形式

北摂各市町の一般定期健康診断内容

自治体	胸部レントゲン撮影方法	検尿	視力	聴力	身長・体重	血圧	血液	医師の診察	受診率
A	間接70mm	○	○			○		○	90~93
B	間接	○	○		○	○		○	
C	間接70mm	○	○	○	○	○	2次	○	99.3%
D	間接100mm	○	○	○	○	○		○	99.3%
E	直接撮影	○	○	○	○	○	2次	○	96.1%
F	間接 100mm	○	○		○	○	2次	○	88%
G	間接70mm	○	○			○			約90%
H	間接70mm	○	○			○			100%
I	間接70mm	○	○		○	○	○	○	100%
J	間接 100mm	○		○		○		○	約90%

だけのところも多く、「招集された

という。

のは何年前だつたか」という自治体もそう珍しくない。また、毎月開催しているが、労働組合側から要求を引き上げる努力が少なく、何を議題に上げてよいものかという悩みや、労働者代表の委員の欠席が目立つという悩みを絶えずもつという例もある。

また、産業医についても設置されていない自治体が存在し、設置されている形式上のことと、(職場巡視をできるだけするようにしている自治体もあるが)ほとんど機能していない例も多い。

このような実態を見る時、それは健康に関する職員の心配は、大した要求にならないのかと言えばそうではない。例えば今年、組合が春闘要求アンケートをとつたある自治体では、「福利厚生について特に充実してほしい事項」として「健康診断の充実」をあげた人が半数をこえた

こうした状況から判ることは、安全衛生問題に関しては、職員が「健診を受ける」「啓蒙される」対象としてしかおらず、現状から要求に上げていく回路がとだえているのではなかということである。そのため安全衛生問題が、専門知識の必要な何か難しいものとしてとらえられ、取り組みの課題として上がりにくく、それがために当局をして「多少はさぼつてもよい職員の安全衛生」になってしまふのかもしれない。

## 労働組合の課題に

「集団検診の実施にさいして、労

働条件や職場環境条件資料が必ずしもとのえられず、そのために健康診断が適切に行われ難い事情も指摘される。大部分の事業場が相変わらず旧態依然たる集団検診方式をとつており、労働条件との対応関係が判断されているところは少ない。健康診断時の面接問診や他覚的症状調査についても、対象者全員に行っていないところの方が多いと考えられる。これらの点は、いわゆる有害職場労働者にたいする特殊健康診断にあっても、双方とも共通した問題点といえよう。一般に労働衛生上の予防活動を推進するうえで実効ある健康診断が適切に企画・実施されている事業場は少ないと言わざるを得ない。」

この、一九七六年に日本産業衛生学会健康診断委員会が出した意見書の、健診実施の現状についての指摘

は、地方自治体の職場健診については今でも、大いに当たつていると言えるのではないだろうか。

北摂ブロックでは、安全衛生委員会活動を含み先進的な活動をすすめている労組も存在し、今後の自治体労働者の安全衛生をめぐる闘いのモデルとしての運動が期待される。

## 夏期カンパへの御協力ありがとうございました

皆様におかれましては、諸取り組みにてお忙しいことと存じます。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し心から御礼申し上げます。

さて、七月初旬より皆さまにお願いしてまいりました八六年度夏期一時金カンパも、どうにか目標に達することができ、九月二十日現在で、

メソタルヘルスシンボリック  
このころの健康を考えよう

現在、労災職業病被災者に対する補償一律打ち

切り問題などにみられるように、政府・資本の労働者への攻撃はすさまじく、このような情勢の中でわたくしたち安全センターの役割、すなわち労働者の生命と健康を守る闘いは、ますます重要性を増しつつあると考えています。今後もより多くの諸労組、諸団体との連帯をはかり運動の発展をめざしていきたいと思います。

二、〇〇二、四八四円になりました。皆様方の多くの御厚意に対し、厚く御礼申し上げます。

支援、御協力をお願ひし、御礼と致します。

10月4日(土)午後2~5時 布施駅前弘容ビルにて

主催：仲くものに健康を／東大阪連絡会

## 闘いの中から

# 労災絶滅に向むけた泉州労連の活動

泉州労連全大統委員会書記局 吉井 行雄

「室」での労災絶滅に向けた学習などを地道にすすめています。

はじめに

少力無心な  
仲間たちの  
職場

今年二月、蓄積過労死も労働災害として、それまでの国の認定基準であるアクシデント主義を真向から否定した「若松裁判」の勝利判決が出てから、早や半年が過ぎました。

わたしたちは、「ひとりの仲間の生命も無駄にすまい」「第二の若松さんを出すまい」と固く心に誓つてたたかつた若松過労死認定闘争の精神をうけつぎ、「労災職業病対策基金」（若松基金）の創設と「安全教

泉州労連は、大和川から南、和歌山県との県境に至るまでの地域（泉州地域）にある三十三の民間中小労組（三千百名）が、業種をこえて連合した地域組織です。

泉州労連の仲間たちがはたらく職場は、すべて中小零細企業であり、その大半が大企業の系列または下請けです。

綿ぼこりがまいたつかではたらく紡績・織布労働者、五十歳以上もある反物や百歳以上もある原綿を動かす染色整理労働者、鉛メッキをあつかう伸線労働者、電機器具をベルトコンベアでつくる流れ作業の電機労働者、激しい騒音と老朽化した機械ではたらく金属労働者、立ち作業のサービス労働者などが、わたしたちの仲間です。加えて、故若松さんのように夜間警備を主とする派遣労働者やパート労働者も数多く組合員おり、いつでも、どこからでも健康と生命が破壊される危険な状態のところで、仲間たちははたうりています。

## 労災問題の 調査組織

学羽田へ

明し対策をたてる必要があることなどがわかりました。

若松労災闘争と並行して、全国ではじめてゴルフ場のキャディーさんとの慢性ひざ関節炎を業務上災害として認定させた一本（いちもと）労災闘争や、パート労働者のけんしょう炎の労災認定闘争などに勝利したものの、わたしたちの最大の課題は、仲間のすべての職場で労災職業病を予防し絶滅することでした。

わたしたちは、若松闘争をはじめてすぐの一九八一年十月、全組合員を対象とした「災害と病気の実態調査」をおこないました。その結果、現業部門で外傷、病気り患とも多く、安全対策の見直しと労災のチェック体制の整備が必要なこと、また、作業環境対策に早急に取り組む必要があること、とくに、腰痛の原因を究

未熟でした。それまでは、各職場で安全委員会があつても一部を除き形骸化していたり、休止状態にあったりでした。そのうえ、泉州労連本部に各職場の安全委員会を統合、指導する機関がありませんでした。また、労災職業病闘争できわめて重要な専門的医師と医療機関が地域にありますでした。

健康を守る人材と体制を職場から確立することが求められていました。

## 「安全部教官」で 先進的経験を

学羽田

わたしたちは、今年の労災職業病闘争の重点課題を「再び若松さんを出さない」体制づくりに置きました。

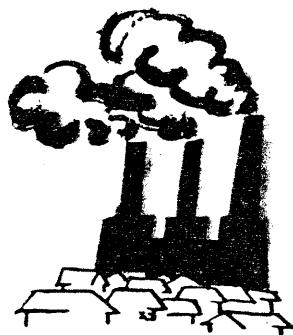
再び過労死を出さない体制づくりをすすめるうえで、まず、たたかいの主体をしっかりと形成することができました。そのため、

「職場の健康管理と安全対策」をテーマに第二期「安全教室」を三回の講座として七月から九月にかけて開き、医学的、実践的学習をすすめることにしました。

第一回講座は、七月下旬に玉川診療所の玉川医師より主に夜間労働者の健康管理と安全対策について、第二回講座は、全港湾大阪支部の小泉

安全衛生委員長より全港湾の先進的経験について、そして第三回講座は、全金大阪地本の山原安全担当者より全金の経験について、それぞれ学ぶことにしました。

わたしたちは、いま、泉州労連安全部会をしっかりとして確立し、職場の人づくりと体制づくりをすすめて、若松労災の予防と絶滅に向けてすすもうとしています。



## ◆◇ 労災職業病闘争講座 御案内 ◇◆

期間 10月1日～11月5日 (毎週水曜日)

### プログラム

10月1日 脳卒中・心臓病

講師 足達七郎 (京大阪大労職研)

10月8日 腰痛症・頸肩腕障害

講師 田島隆興 (港湾病研究会)

10月15日 労働と精神神経障害

講師 川合 仁 (京都大学精神科)

10月22日 労働安全衛生対策

講師 松浦良和 (松浦診療所)

10月29日 労災補償と認定闘争

講師 紙谷英信 (関西労働者安全センター)

11月5日 公害と労災職業病

講師 田尻宗昭 (神奈川労災職業病センター)

会 場 大阪労働金庫本店会議室

— 国鉄、地下鉄「森ノ宮」下車 市立労働会館南側

時 間 午後6時より8時まで

受講料 6回通し — 2000円 各1回 — 400円

受講申込 当日参加、1回のみの参加も受け付けます。

# 前編から

## 食堂の食器片付け

### 洗浄作業で

#### ケイワン



#### — 労災申請へ —

大阪西成区  
のあいりんセ  
ンター内の食  
堂で、ホール  
での食器の片  
付け、ヤカン

Tさんは、八五年三月に  
入社したのち、ホール業務  
を担当していたところ、特  
に忙しい十二月に右腕に痛  
みをおぼえるようになり、  
全休に追い込まれてしまつ

それが増してくるのを我慢  
し、残業しながら働き続け  
ていた。三月の終わり頃か  
らサポートをするようにな  
り、四月に入つてからは、  
近くの接骨院にかかった。  
社長に配置換えを申し出た  
ところ、腕の負担の軽減し  
ない洗い場に回され、そこ  
で痛みがひどくなり三日間  
休業した。六月から松浦診  
療所に受診し、中旬からは

その中で「初めてのケース」  
「発症までの期間が短い」  
などと述べており、これに  
対して早期認定に向けて近  
く労基署との交渉を予定し  
ている。

## 大阪

VDT  
VDT  
VDT

発足へ

VDT

VDT

## VDT労働対策 連絡会（仮称）

VDT

VDT

同連絡会の活動は、①V

策」を開催し七〇人の参加  
を得たが、この取り組みと  
共に、かねてからの懸案で  
あった、VDT労働対策連  
絡会（仮）の活動を始める  
ことになった。

九月二〇日に安全センタ  
ーとしては初めての試みと  
して、安全衛生セミナー

D T 労働は職場の安全衛生  
問題を考えるさい、現在で  
に阿倍野労基署に対して労  
災申請を行つた。

はどここの職場でも避けて通うことのできない問題になっていること、②しかし、健康破壊の実態や対策など未解明な問題が多く、その時点の最新の情報が必要であること、などの理由から、最新情報についての学習会、各職場の対策例の交流などを行っていくことにしている。

すでにVDT労働が入っ

ている職場、今後VDT労働が入る予定の職場などその状況、作業形態は様々であり、統一的な形の成果が期待できるものではないが、今後、多方面の協力を得て活発な活動を行っていきた

## 南大阪 全企連浪速鉄工支部 ケイワノハラ災認定

等があげられる。

今回の業務上認定をかちとるにあたっては、同支部あげての調査、資料作成等があつたればこそである。

同支部では昨年にも現場労

働者の頸肩腕障害の労災認定をかちえた経験もあるところから、現在組合内での

西芳基署は八月二十六日に業務上決定を下した。機関誌六月、八月号でも報告したように、山口さんは一九七六年に浪速鉄工株式会社に倉庫事務員として入社。

作業内容は、主に金属製品発送に伴う伝票作成、シール作成等事務作業であったが、同時に金属製品の袋入れ、箱詰め、梱包等の現場

おこり。まず、九枚つづりの複写式伝票の作成作業がある。ボールペンを使用して記入するところから非常に筆圧を必要とすること。

これは金融機関に従事する労働者に頸肩腕症が多くみられるのと同様である。つ

ぎに、山口氏が本件疾病を発症する今年三月と四月にかけて、同社の現場労働者が労災休業、退職等によって人員不足であったところから山口氏の担当する現場作業が急激に増加したこと

本件が業務上と認定され



# 脳卒中公災認定

## 聞いの経験を聞く

東大阪

働く者に健康を！ 東大阪連絡会

九月二日、働く者に健康流会が開かれた。この日は、豊中市水道労組の中村書記長を招いて、同労組が八一年から八三年にかけて取り組んだ「脳卒中公務災害認定闘争」についての報告を受けた。また、十月四日のシンポジウム「こころの健康を考えよう」に関して事務局より各団体にとりくみの要請があった。

豊中水労が取り組んだ例は、交替勤務に従事している労働者が退勤途上に発作

を起こしたというもの。認定にいたる迄に、綿密な調査、医師、組合等五通の意見書の作成など並々ならぬ努力があつたという。さう

に、中村氏は教訓として「認定闘争は感動とビジョンの創出」と述べられ、認定闘争が弱い立場の仲間を守るという仲間、連帯意識を生み出していくものでなければならぬと、認定といふ結果も勿論大切だが、

同様にその過程が重要であ

# 東南地域労災職業病問題 交流会（第13回）

東 南

十日間連続して、全国活動

八月二七日、東南地域労災職業病問題交流会が開かれた。この日は、労災保険法改悪問題のその後及び針灸打ち切り訴訟について、

安全センターの片岡より報告が行われた。

ところで、交流会がはじまって一年を経過してきているが、これを振り返ってみると今後の方針について、世話人会でも議論している内容について提起された。

一つは、月一回の定例会のあり方として、学習テーマを絞るという問題、そして、

次回は、九月二十四日「公務災害認定闘争」の予定。

昨年度前半期の各組合の報告の整理について。さらに、交流会通信の発行が決まり、八月十日に第一号が出されている。

からいって、今後、東南地区評のエリアでの労職対組織化への関わりを模索していくことが必要との観点から、交流会の取り組みを年間に一回程度地区評全体へ拡大したいということであつた。

せせかわ

大阪

## 振動病打ち切り問題で 労住医連が対策会議

**労働者住民医療機関連絡**  
 会議は、去る八月三〇日に大阪で「振動病打ち切り問題」について対策会議を開いた。

労働省は「振動障害の治療等に関する専門家会議」を設置し、数年来「治療指針」の見直し作業を進めてきた。そして、特に今年に入つてからの様々な個人、団体等による対労働省交渉の結果、「改訂治療指針」の内容は、①振動障害を末梢神経障害・末梢循環障害・骨関節障害に限定する、

②振動障害の治療効果は四年で無くなるので、この時点では症状固定（治癒）と判断する、等を骨子とするものであることが明らかになってきた。

更に、いよいよ本年九月にかけて専門家会議を開かれ、前回の日本原電側申請鑑定人、日戸平太氏の証人があって七三年の阪大受診調べに続き、今回は原告側申請の青木敏之、菱沢徳太郎両鑑定人の証人調べが行われた。

まず菱沢氏が主尋問で、放射線医学に携わってきた経験から、放射線被曝の人体への影響については、まだ未解明な部分が多く決して一こういう症状が出ることはない」とは言えないことをなどを証言した。また、

大阪

次回は 11月6日

## 岩佐訴訟――放射線被曝があそ説明できる 皮フ炎

大阪大南

# 全港湾関西地方本部が 結成4周年式典

さぶところ多い安全の願い

八月二七日、大阪港区民センターにおいて全港湾関西地方本部の結成四〇周年記念式典が開かれた。冒頭、

山本敬一委員長はあいさつ

の中で、全港湾労働運動の中でも関西が果たしてきた役割は非常に大きく、その歴史をもつていてるといつても過言ではない。現在労働運動全般が混迷を続ける中において、関西にかされた使命を肝に命じ更に奮闘しよう、とのゲキがとばされた。続いて、吉岡徳次元中央執行

委員長をはじめとする来賓

のあいさつが行なわれた後、乾杯しセレブションに入った。

われわれ安全センターと

全港湾関西地方本部の関係は、

センターの議長に山本委員長をむかえるなど五名の役員が選出されている。また運動的にも全港湾の安全衛生闘争に学ぶところが多く、センター設立以来密な共闘関係にあることは言うまでもない。

全港湾関西地方本部の結成四〇周年に祝意と敬意を表するとともに、今後の更なる発展を期待したい。

## 三多摩センター旗上げ

れに続く快挙。

この九月二〇日に「三多摩全域から労災職業病をなくそう」と、結成集会を開催し旗をあげました。

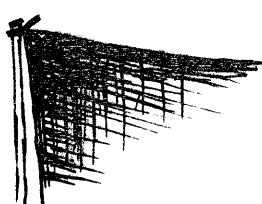
連絡先は、

国分寺市南町二の六の七丸山会館一号

Tel (0423) 25・1024

三多摩地区の労災相談はこちうへ。

東京三多摩地区に労災職業病センターが結成されました。東京ではすでに昨年六月に東部労災職業病研究会が東部労災職業病センターに発展しており、活発な活動を展開していますが、今度は更にそ



## ゆき道 かえり路

⑤

Dさんは、土木建築の会社で昼間

働きながら、夜は建築の専門学校に通う勤労学生である。ある日、いつものように仕事のあと専門学校の授業を終え、自宅へもどる途中に交通事故にあった。この場合は通勤災害になるかどうか。

労災保険法では通勤途中に逸脱又は中断があった場合、通勤の範囲について次のように決まっていた。

「当該逸脱又は中断の間及びその後は通勤災害としないが、逸脱又は中断が日用品の購入その他これに準ずる日用生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための必要最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き通勤として取

り扱う。」だから、通学はそれに含まれず通勤とはみなされない。ただしきは給料が支払われ、業務と考えられる時は当然通勤となる。しかし、Dさんの場合は自費で学校へ行っており業務とは関係がない。

社会的に、勤労しながら学ぶということは推奨されており、これで通勤災害にならないのは理不尽だと誰もが思う。そういうことから、あの労災保険法改正の唯一の改善点として、「学校、公共職業訓練施設等への通学などの行為」については通勤が認められることになった。

だから、Dさんの場合は通勤災害となるが、このように「逸脱又は中断」が極めて狭い範囲内でしか認められないのが現状で、「日用生活上必要な行為」の範囲をもつと広げることは、大変重要なことと言えよう。日常生活はそれほど単純なものではないはずだ。

## ＊1回安全衛生セミナー

## —VDT労働の安全衛生対策— 資料集

残部あります。安全センターまで。

印刷実費250円×冊数+送料240円

# みんなでやろう

## ストレッチ体操

⑦

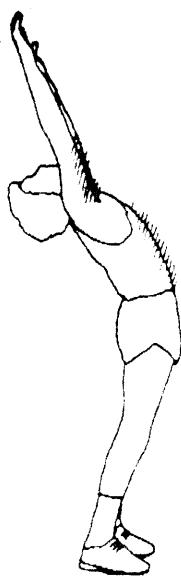
(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室

油田 健一

朝起きた時間帯は一

日の中で筋肉が最も硬い状態にあります。だから朝起きてすぐ、一日の活動を始める前に軽い体操や散歩をすることが、こわばった筋肉をほぐすのに役立つことはよく知られています。

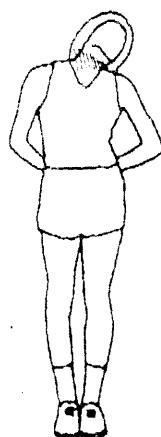
こうしたこともストレッチングの一種で、筋肉を心地よく伸ばすという目的にピッタリ合致します。毎日実践することに意義があり、目覚めた後のストレッチングが習慣になればしめたものです。



- ③体を後ろにそらす  
・息を止めないよう  
に注意する  
・5秒間2回行う



- ②手をあげて上にのびる  
・両肘はのばす  
・息を止めないよう  
に注意する  
・5秒間2回行う



- ①首をゆっくりまわす  
・目は開けておく  
・左右各2回ずつ

# 八月の新聞記事から

- 八・二 集金帰りの銀行の車が猟銃をもった男に襲われ、行員一人が撃たれて重体（寝屋川）
- 八・三 国労分会長をしていた国鉄職員が山手線に飛び込み自殺（東京）
- 八・四 三井造船千葉工場で新造コンテナ船の船組み作業中、重さ一九〇トンの船尾部が約十メートル落下、作業員三名死亡 五名が重軽傷
- 八・五 派出所の警官が、けん銃を奪おうとした男に二十か所を刺され二週間のケガ（八尾）
- 八・六 ゴルフ練習場建設現場で土砂崩れがおき、作業員が生き埋めになり二人死亡、二人重軽傷 一人が行方不明（東京）
- 八・七 飼料店の汚水浄化槽に作業中の従業員が転落二人死亡（静岡）
- 八・八 昨年五月の三菱石炭鉱業南大夕張礦業所のガス爆発事故で、幹部ら十三人が書類送検された（札幌）
- 八・九 国道交差点で、自転車で横断中の小学三年生が左折大型トラックに巻き込まれ、三百五ひきずられ死亡（大阪）
- 八・一〇 順天堂大学医学部の調査で、過去二回の石油ショックの際に経営者や管理職の急性心筋こうそくによる死亡が増加、高度成長期の四倍にもなったことが明らかに。
- 八・一一 関西電力高浜原発二号機で、定期検査の調整運転中、作業員の操作ミスで原子炉が停止する事故があり、通産省が厳重注意（福井）
- 八・一二 鉄板加工会社の社長が、円高不況で注文が減ったことを苦に排ガス自殺（大阪）
- 八・一三 「梅田事件」の再審裁判で訓路地裁は「自白に信用性はない」として無罪判決
- 八・一四 VDTから発生する静電気により顔面にほこりが付着し、発しん、かゆみなどの「VDT皮膚炎」が生じることを日航健康管理部が発表

## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

### 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28